

令和5年度 第1回湘南東部地区 保健医療福祉推進会議

資料11

報告：医師の働き方改革の進捗について

<地域ワーキンググループの開催状況>

	地区	第1回開催日	第1回出席者関数	第2回開催日	第2回出席者数
1	横浜北部	3月22日(水)	9	4月20日(木)	7
2	横浜北東部	3月27日(月)	10	4月25日(火)	7
3	横浜東部	3月31日(金)	9	4月24日(月)	9
4	横浜西部	3月28日(火)	8	4月27日(木)	6
5	横浜中心部	3月24日(金)	14	4月28日(金)	10
6	横浜南西部	3月30日(木)	12	4月21日(金)	10
7	横浜南部	3月30日(木)	7	4月27日(木)	8
8	川崎	2月14日(火)	16	4月26日(水)	23
9	相模原	2月27日(月)	11	4月19日(水)	12
10	横須賀三浦	2月15日(水)	10	4月19日(水)	15
11	湘南東部	2月13日(月)	12	4月28日(金)	14
12	湘南西部	2月24日(金)	10	4月24日(月)	12
13	県央	2月28日(火)	16	4月19日(水)	17
14	県西	2月22日(水)	10	4月21日(金)	12
			154		162

地域ワーキンググループの開催結果について

令和5年6月8日

医師の働き方改革説明会及び個別相談会神奈川県資料抜粋

■ 第2回地域ワーキンググループでの議論

- 第1回の地域ワーキンググループ後、**令和6年4月以降の夜間・休日の救急受入の増減見込み**について、県が各病院に調査した結果を共有
- 地域における**救急医療提供体制の維持**に向けて、**各病院が目指す時間外労働の水準**について、情報共有と意見交換

■ 第2回地域ワーキンググループで明確になったこと

- **宿日直許可の結果待ち、申請準備中の病院が多数**
- **取得できない場合、救急医療提供体制を見直す可能性**のある病院あり

➡地域により状況に差はあるが、宿日直許可の結果が判明していないため、救急医療提供体制の議論に踏み込むことができなかった。

宿日直許可の申請等に係る留意事項 ①

令和5年6月8日

医師の働き方改革説明会及び個別相談会神奈川県資料抜粋

地域ワーキンググループでは、**県から労働基準監督署に対して状況確認や働きかけを行ってほしい**との意見が寄せられた。



神奈川県労働局と相談したが、宿日直許可等の調整は、医療機関と労基署間における個別の調整事項であり、第三者である県に情報提供できうるものではないことを改めて確認



医療機関の意向を踏まえ、神奈川県労働局と次のとおり申し合わせた。

- ① **労基署では医療機関側に課題を提示したと認識しているが、医療機関側でそのように捉えていないケースがある可能性があるため、認識が相違している医療機関には各労基署から医療機関へ連絡する。**
- ② **ただし、労基署は、許可に向けて課題が無いケースについては、基本的に長期間待たせることはない**ので、調整後1か月経過後も連絡がない場合は、**医療機関から遠慮なく問い合わせる。**
- ③ **労基署では、医療機関からの問合せに応じているが、必要に応じ、勤改センターのアドバイザーを介して相談することも可能なので、活用してほしい。**

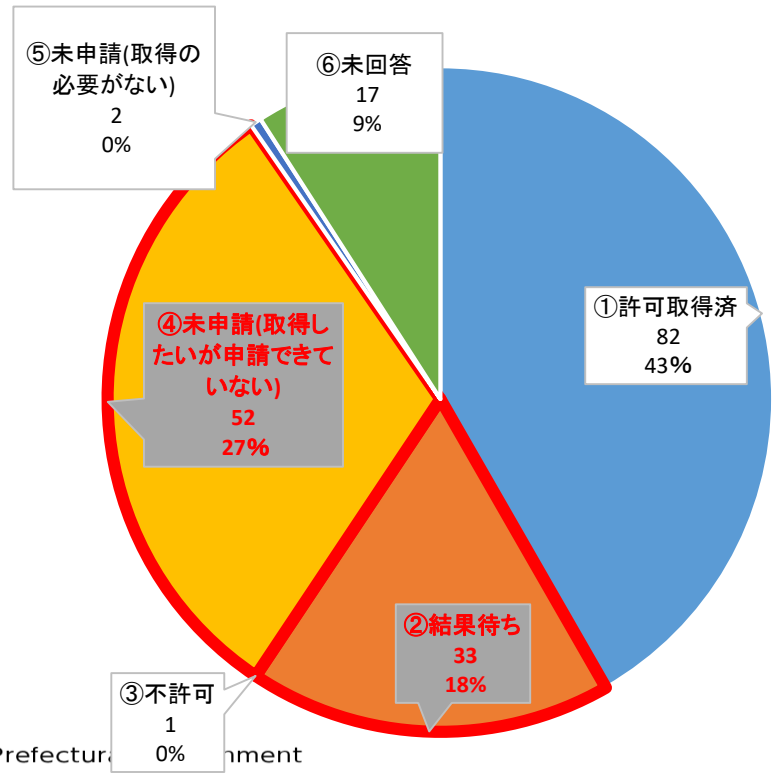
<救急医療機関における宿日直許可の取得状況>

救急医療機関187病院のうち、

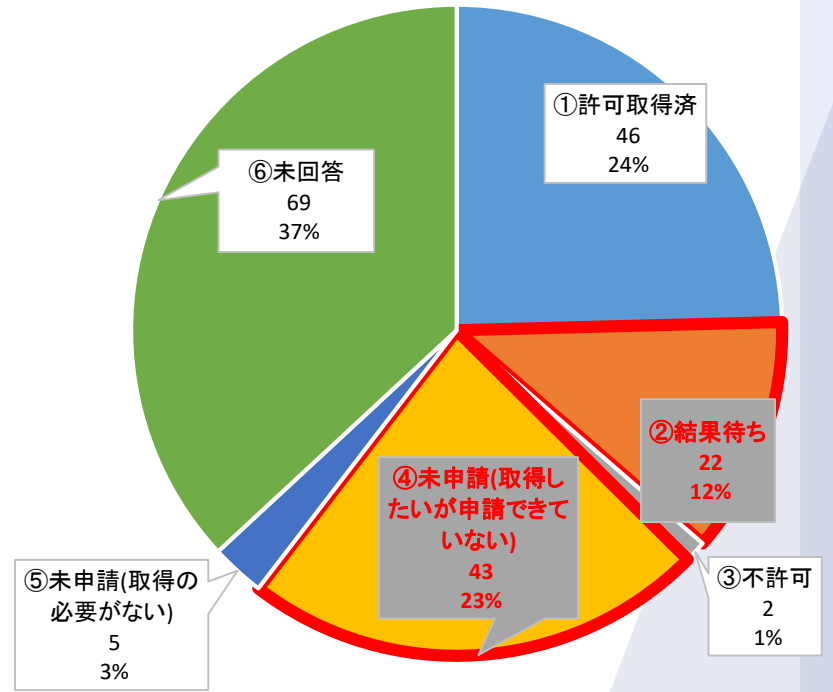
宿日直許可（宿直）を取得済の病院は4割程度

宿日直許可（日直）を取得済の病院は2割程度 (webフォームによるアンケート調査による：7/14時点回答)

宿日直許可(宿直)の取得・申請状況(n=187病院)



宿日直許可(日直)の取得・申請状況(n=187病院)



<都道府県別の評価センターの受審状況>

評価センター受審申込 受付状況

令和5年7月24日現在

都道府県名	申込件数
北海道	17
青森県	4
岩手県	5
宮城県	11
秋田県	1
山形県	3
福島県	3
茨城県	4
栃木県	6
群馬県	3
埼玉県	23
千葉県	18
東京都	38
神奈川県	25
新潟県	2

都道府県名	申込件数
滋賀県	5
京都府	12
大阪府	26
兵庫県	12
奈良県	4
和歌山県	1
鳥取県	1
島根県	2
岡山県	4
広島県	5
山口県	3
徳島県	2
香川県	1
愛媛県	2
高知県	5

■ 7月24日までの評価センター受審申込件数は、全国で364件うち、神奈川県内の受審申込件数は25件

※県内の救急医療機関187病院のうち、特例水準の申請を予定しているのは37病院
(7月webフォームアンケート結果(7/14㊄)より)

特例水準の指定申請に係るスケジュールの変更

医 第 1581 号
令和5年5月31日

県内医療機関管理者 様

神奈川県健康医療局保健医療部医療課長
(公印省略)

医師の働き方改革に係る特定労務管理対象機関の指定申請の期限
について (通知)

本県の医療行政の推進につきまして、日頃格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このことについて、令和5年4月28日付け医第1344号により、特例水準の県への指定申請の期限を令和5年8月31日(木)と案内していたところです。

しかしながら、医療機関の皆様による各種事務手続きの進捗状況を踏まえ、別添資料のとおり、令和5年8月31日(木)を第1回目の期限、令和5年10月31日(火)を第2回目(最終)の期限とします。

ただし、原則は、これまでどおり第1回目の期限に向け、適切な準備・取組みを行っていただくこととし、それでもなおやむを得ない事情により間に合わない場合のみ、第2回目の期限までの提出を受け付けることとします。そうした経緯については、提出時に県から確認させていただく場合もございますので、着実な進捗管理をお願いします。

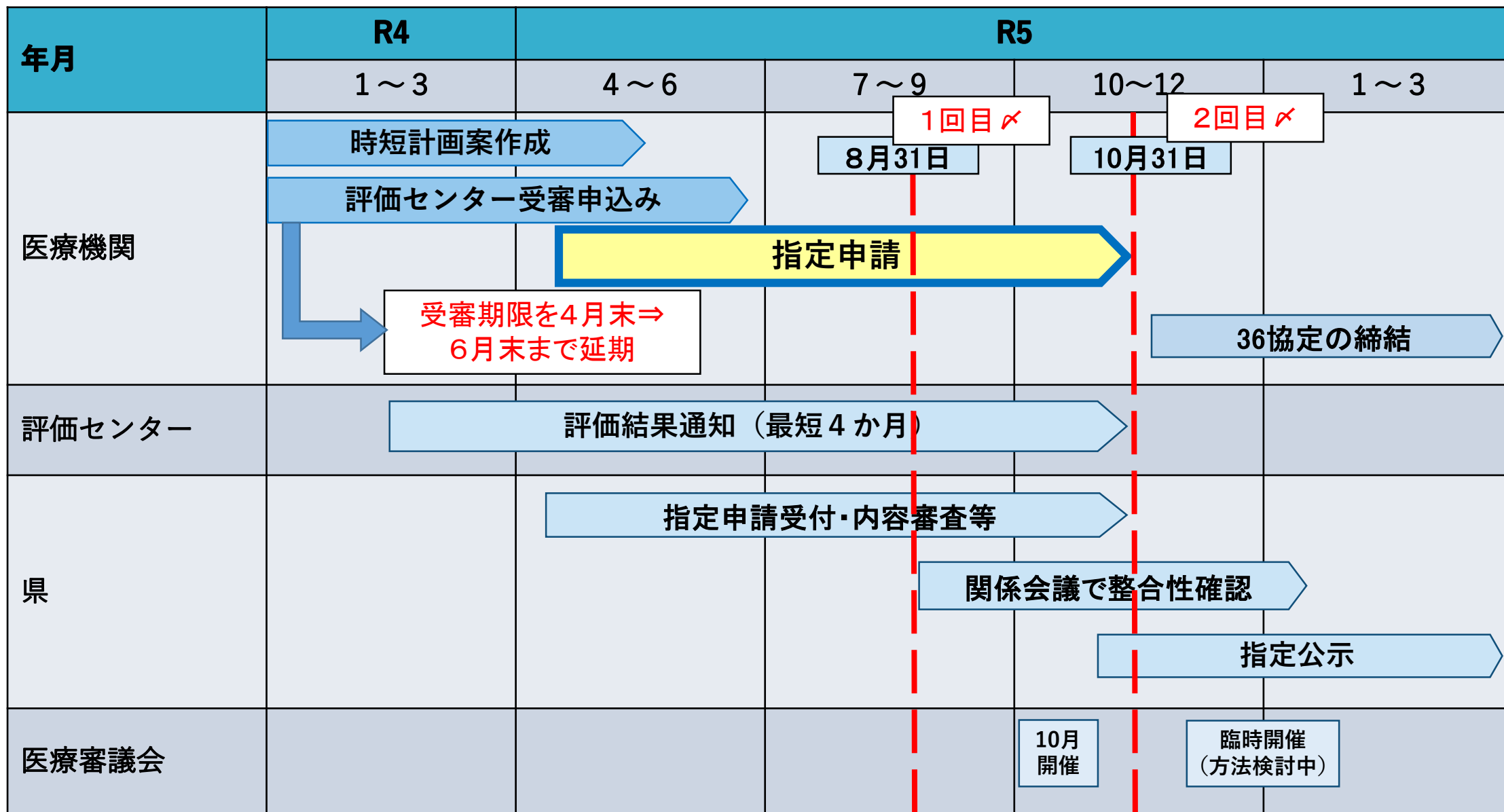
問合せ先
(神奈川県医療勤務環境改善支援センター事務局)
人材確保グループ 岸、原田
電話番号 045-210-4877
メール ouhuku-ishikakuho@pref.kanagawa.lg.jp

令和5年5月31日付け通知 (医第1581号)

特例水準の指定申請期限

変更前	変更後
令和5年8月31日(木)	第1回目： 令和5年8月31日(木) 第2回目： 令和5年10月31日(火)

特例水準の指定申請に係るスケジュールの変更について



法
施
行

医師の働き方改革に関する普及啓発について

令和5年度第1回 都道府県担当課長会議（R5.5/29）資料抜粋

医師の働き方改革普及啓発事業

令和4年度第二次補正予算額 1.5億円（-） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○医師の働き方改革を進めるにあたり、個々の医療機関が労働時間短縮・医師の健康確保を進めていくことが重要とされており、管理者に対する研修会は令和元年度から実施している。しかし、勤務医に対する時間外労働の上限規制が、2024年4月から適用開始になるところ、医療界から、国民・市民が時間外労働の上限規制が適用開始となることを知らず、協力を得る必要があるとの指摘があることから、広く制度の周知を行うことを目的とする。

2 事業の概要

○令和4年度単年度事業として、以下のメニューにより国民に対して、医師の働き方改革に関する周知等を実施する。

- ・インターネット上の動画放映
- ・普及啓発用ポスター等の作成 等

3 事業スキーム・実施主体等

動画・ポスター等の作成

- ・コンテンツは、国民・市民にも分かりやすく工夫したものとする。

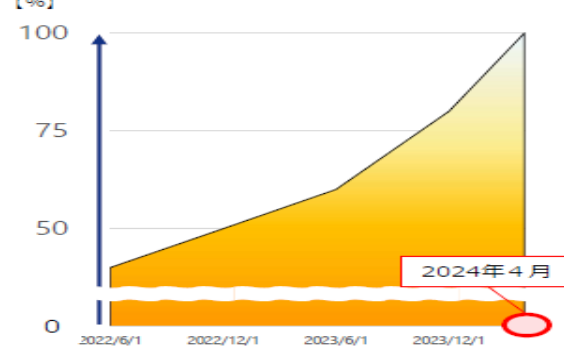
医師の働き方改革



<実施主体等>

- ・学術団体等（公募により選定）

医師の働き方改革 国民認知度



2024年4月

ポスター公開

- ・医療機関等における医師の働き方改革制度ポスターの設置。

勤務環境改善



動画等の公開

- ・メディアタイアップとした周知広告の設定
- ・周知動画はインターネット等で公開。



国民・市民

10

国作成のポスター・動画を活用し、県民に対して医師の働き改革や医療へのかかり方について普及啓発を図ります。

ご清聴ありがとうございました。